

2019年度 事業計画書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

本財団の目的を達成するため、アセアン諸国及びその他海外からの留学生に対する奨学援助、国際友好親善の促進に関し、次の事業を行う。

奨学金支給事業

1. 2019(平成31)年度の奨学生の選考及び決定を行う。

(1) 奨学対象者

- ・富山県内の大学に在籍するアセアン諸国及びその他海外からの留学生（大学院生含む）
- ・国立高等専門学校機構が実施する第3学年編入試験に合格し、富山高等専門学校に在籍するアセアン諸国及びその他海外からの留学生

応募資格は、以下のいずれにも該当する者であること

- (イ) 人格高潔、志操堅固で学業が優秀であること
- (ロ) 学資が豊かでないこと
- (ハ) 富山県内の大学又は高等専門学校に在学する者であること
- (ニ) 在留資格が、留学であること
- (ホ) 大学生については、申請時の年齢が、19歳以上35歳以下の者（但し、大学2学年以上）
高等専門学校生については、申請時の年齢が、19歳以上

(2) 採択数

32名（大学生（大学院生含む）、高等専門学校生）

(3) 支給奨学金及び支給期間

1人月額 3.5万円 支給期間：2019(平成31)年4月から2020(平成32)年3月まで
但し、特別奨学生は、1人月額 10万円

(4) 奨学金支給総額

1,500万円(特別奨学生(2名) 240万円、一般奨学生(30名)1,260万円)

2. 奨学生に対する生活指導及び助言を行う。

3. 奨学生との交流活動を行う。

4. 2020(平成32)年度の奨学生の募集準備を行う。

*本年度より日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。